

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病

12・1月
合併号
(通巻第139号)

関西労働者安全センター 1986. 1. 10. 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

特別価格

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

200円

●労働者の生命と健康を守る闘いに

中途半端はない、前進を!

——1986年年頭にあたって……………1

関西労働者安全センター運営協議会議長 出本 敬

事務局長 榎本 祥文

●1986年安全衛生の闘いを強化しよう!

——会員からのあいさつ……………4

●はり・きゆう打ち切り訴訟の勝利を!……………8

●労災保険法改悪阻止を全労働者の課題に……………11

●けんしんだより……………13

●1986初夢談議……………14

●振動病で林野庁が不認定通知……………17

——全林野大阪地本……………17

●安全衛生ひとくちメモ……………18

●新シリーズ「地方自治体労働者の安全衛生」

連載にあたって……………19

●労災・職業病と安全衛生活動(第1回)……………20

奈良医大公衆衛生学教室 車谷 典男

●前線から(ニュース)……………23

●みんなでやろうストレッチ体操①……………30

年末カンパ御協力へのお礼/22 11、12月の新聞記事から/29

労働者の生命と健康を守る闘いに 中途半端はない 前進を！

関西労働者安全センター運営協議会 議長

山本 敬一



新年あけましておめでとうござい
ます。

一九八六年を労働者の命と健康を
守るために、労災職業病闘争のいっ
そうの前進を思い取ることの決意を
こめ、新年を祝いたいと思います。

さて昨年は、反動中曽根政権によ
って、軍備拡大と福祉切り捨てが強
行された年でした。そして、それだ
けでなく「戦後政治の総決算」とし
て、靖国神社公式参拝を強行し、国
家秘密法の成立を策すなど、「戦後
の平和と民主主義」のワク組みに対
する攻撃を加えてきました。つまり、
「戦後政治の総決算」を叫ぶ中曽根
政権の本身が、天皇制「復活」愛国
民族主義、改憲徴兵制へ突き進む方
向であることが明らかとなりました。

そしてまた、労働運動の、例えば階
級否定の労働運動の育成、つまり階
級の労働運動の破壊の攻撃としてあ
りました。

当然のこととして、日本の内外か
らの大きな憤激が起りました。靖
国神社公式参拝は、国内と諸外国、
特に中国人民と政府から徹底的な批
判がなされ、また、国家秘密法は廃
案に追い込まれました。

しかし、なぜこの時期に、中曽根
政権が、このような反動攻撃を加え
てくるのかという点に注意する必要
があります。平和と民主主義の最大
の担い手であった労働組合運動の全
体的な右傾化の現状に対して、敵は
「組み易し」と見て取ったにちがい
ありません。労働運動全体の混迷が

続くかぎり、敵の攻撃は、厳しくな
るものと思わねばなりません。

労災職業病闘争にとっては、針灸
打ち切り攻撃に続いて、労災保険法
改悪の動きが出ており、改悪法案が
今年の国会に上程されようとしてい
ます。

わたしたちは、これらの攻撃に対
して断固たる闘いを、早急に組織す
る必要があります。労働者の生命と
健康を守る闘いに、中途半端な闘い
はありません。今問われているこ
とは、わたしたち自身の闘いであり
ます。地域の仲間が団結して、大き
な闘いをまきおこし、その中から、
安全センターをいっそう強固なもの
としていきましょう。

ともに、奮闘いたしましょう。

一九八六年地道な活動と壮大な構想を！

関西労働者安全センター 事務局長 榎本 祥文

昨年の総会において事務局長代行制をとり、私がセンターの専従を退いてからほぼ一年が経過しました。

当時、事務局や役員会にて強調していた諸課題の遂行について多少の不安はありましたが、認定闘争に代表される一過性闘争からの脱却、裏を返せば、地域労組活動家との問題意識の共有化と共同した地道な活動の

積み上げの重要性という問題、行革の矢表に立つ官公労働者との連帯強化の問題、安全センター活動家集団形成の問題、これらの点は幸いにして新体制の中で従来以上に大きな前進をかちとっていると判断しています。

世の中はますます解りにくくなってきました。情勢の適確な分析と運動課題の選定ということが難しくな

っていますが、あまり表面的な動向にふりまわされることなく、運動の基本は人と人との連なりであり、運動の発展は人間関係の発展ということを基礎にして、無用の悲観論も楽観論もつつしみ、着実に前進すべきと思います。

現在、私は和歌山の紀和病院に籍を置いている関係上、和歌山から大阪を含めた運動をみるという習慣がついてきていますが、逆に安全センターとして紀和病院の役割をしかり位置付けなおす必要を痛感しています。病院も設立当初の混乱をようやく脱却し、経営的にも、内部体制的にも一定の落ちつきをみ、当初掲げた運動課題について早急に組織的とりくみを開始すべき時期にきています。くり返すまでもないことです

が、安全センターにとつては、紀和病院は労災医療・職域医療の拠点であり、若手スタッフの育成場所でないければなりません。そのためには、病院の職員にそれを全て委ねるのでなく、センターとして指導していくという立場が不可欠だと思います。振動病という一つの課題についても、センターという立場から全関西的な共同とりくみを全林野とともに担っていく条件は既に整っているとも思えます。

最後に、我々は常に大きな構想をもって運動しなければならぬというところをつけ加えたいと思います。我々は運動団体であり、常に人の心を動かし、運動への合流をかちとっていく任務があります。そのためには、一方において着実な組織固めを

パンフレット

職業性腰痛

—その実態と対策—

全国金属安全対策委員会編集

中村伸五 執筆

発行：全国金属労働組合

目次

はじめに

1. 最近の職場における腰痛問題

2. 腰痛は人類の宿命か

—腰の仕組みと腰痛—

3. 職業腰痛とは

4. 職場における腰痛対策

5. 職場体操

6. 労災認定と企業内補償

7. 腰痛の治療と職場復帰

労働者を悩ませる職業性腰痛症、どうしておこるのか、どうしたら防げるのか、腰のしくみから対策まで金属労働者のみならずあらゆる職場の労働者にすすめたい、決定版。

B5版 64頁 500円

安全センターで取り扱います。

行うと同時に壮大な構想をより多くの人々と共有し、個々のとりくみがそれに連なっているという構造は非

常に大切なことであると思います。見通しの悪い情勢であるからこそ、紀和病院設立をベースにして新たな

組織構想・運動構想を創り上げるべく頑張りましょう。

一九八六年 安全衛生の闘いを強化しよう！

—— 会員からのあいさつ ——

労災保険法の

改悪を阻止しよう！

全港湾大阪支部安全衛生委員会

中曽根が首相になってから軍事大国化を目指した臨調行革と称する勤労諸国民に対する増税、福祉関係の切り捨てや国鉄の分割・民営化、更には国家秘密法の制定を企む等、そして労働関連法規の改悪は労働者の基本的な権利をも奪う内容が検討されている。

このことは、全民労協の出現や連合体化の論議と並行して労働組合の闘いが労使協調となり、闘わなくなっただことが最大の基因となっている。

なかでも、労災保険法の改悪は労災補償と民事損害賠償との調整や適正給付と称する針灸治療の制限、労災給付の打ち切りと続き、更に現在、年金給付の引き下げ、収監中の不支給、リハビリ就労の補償の引き下げ、メリット制の強化、使用者の意見申出等、更に改悪をしようとしている。特に、使用者の意見申出は不服申立制度の創設に直結し、労災保険法の「無過失責任を問う」制度の抹殺であり、法の根幹を改悪するものであるので、絶対阻止の闘いを組織しよう。

労働行政反動化の

流れをはね返そう！

総評全金港合同大阪亜鉛支部

いま、二件の「脳内出血」で倒れた労災認定の課題を抱えている。労基署と交渉するたびに、労働行政反動化の重圧をひしひしと感じる昨今である。中曽根の主張する「戦後政治総決算」という極反動の攻撃の影響が、行政末端の姿勢に貫徹しようとしている。

労基署闘争ひとつとっても、これまでの闘いの実績を踏まえるのみでは、個々の課題の勝利すら困難な情勢である。従って、もう一度、大衆

的な反撃の戦線の構築が緊急に問われているといえよう。

労災保険法改「正」問題にしても、労働行政の実態的な反動化を追認するものとして、あるいは、職場の労資一体化の動向に力づけられて、その動きに拍車がかけられているのが現状である。その意味で十二・二五労災保険法改正反対集会は若干結集が悪かったとはいえ、一早く南大阪の地からこうした反動化の流れに反対の声を上げたものとして大きな意義があるし、更に大きく闘いの輪を広げていきたいものだと思う。

関西労働者安全センターの仲間には、本当にいつもお世話になりっぱなしであり、今後とも労災職業病闘争の前進のために共に手を携えていきたいと思う。

安全に名をかりた

労働者支配を打破ろう

全石油ゼネラル石油労組堺支部

会社は、安全を確保する手法として、「指差呼称」「危険予知（KYT）」「無災害記録」を取り入れている。組合はこれらの精神的な安全運動は、安全に名を借りた労働者支配であると反対している。

石油業界は再編・集約が進められ、製品輸入の解禁と、不況が言われている。利益率を確保するため、合理化が進められている。新規設備の要員をひねり出すため、既設の運転員を減らして確保している。組合はことあるごとに、要員を増やして、安全な職場を作ることが要求している。装置産業での事故は、多大な被害を生じる。自動化設備を過信するのでなく、日常的に見直しを行って改善を要求している。分裂組合であ

るが、原則的な運動に、「第二組合」を巻き込んだ運動を展開している。

今後とも、安全センターの活動に学びながら、活動の一翼を担っていきますので、よろしく願います。

厳しさにたいごうごう
胸をはって闘い抜こう、

大阪市職民生局支部

辻中明夫

新年あけましておめでとうござい
ます。

国鉄の分割・民営化、国労解体攻撃を頂点に、教育臨調、地方行革と、独占資本の攻撃が一段と強化される中で迎えた一九八六年は、まさに激動の年といえます。

民生局支部は、昨年一年間、公務災害認定の再審査請求の闘いと共に、特殊健診の制度化に向けて当局と交渉を重ねてきました。

健診の制度化は具体化にいたらず、

現在、再度の自主健診を準備しているわけですが、一連のとりくみを通じて、労働者の健康破壊の責任をガンとして認めない当局の非人間性に改めて強い怒りを感じています。

しかし、十年近いとりくみの積み上げの結果、職業病闘争を反合理化闘争として組みあげる、組織的な広がりも少しずつできています。

敵の攻撃の激化は、支配体制の矛盾の激化の現れであります。「厳しさ」にたじろぐことなく、今年も胸はって闘い抜きましょう。

終わりはない

安全の闘い

全金オーシマ支部委員長

山中真清

自分たちのいのちと健康は自分たちで守る………を標榜して、一九

七九年の組合結成以降、安全センターと共に、認定闘争、職場健診を取

り組んできた。

いつ労災が発生しても不思議ではない危険地帯が、少しはましになったかと慢心していたら、プレスのおじちゃん指をつめた。

これで終わるといふことは何もなく、これからもずっと続けてゆくものだと痛感した。

強まる「地方行革」攻撃

公務員の安全生活動強化

摂津市職員組合書記長

村上茂

自治体労働者は、今「地方行革」の名のもとに人員削減や賃金切り下げ攻撃を受けています。政府・自民党や独占資本は、自治体労働者をたたくことによって、中央集権化を進め労働者全体の賃金水準や労働条件の改善をねらっています。

こういう状況のもと、昨年自治労府本部北摂ブロックでは安全衛生の

学習会を安全センターと共催し、多

数の仲間が出席する中、自治労顧問 医・中桐氏の講演を受け公務災害・

職業病闘争の強化が確認されました。

また、我が単組では牧野氏の腰痛再発の裁判も安全センター、大沢弁護士との協力のもとに、いよいよ核心の部分に入ってきており本年中には必ず、この裁判闘争の勝利を勝ち取っていきたいと考えています。

その意味でも、本年も安全センターとともに労災・職業病闘争をがんばる決意です。

健康障害まぬく労働環境

矛防対策の強化へ

東大阪市学校給食調理員

労働組合 委員長 馳平美美代

学校給食職場は高温多湿、労働者の安全を無視した施設設備、法・規則違反だらけの劣悪な労働環境。加えて日常的に発生する労働災害、人

員不足から来る職業病の多発を招き、最近では臨調行革攻撃による合理化が進行し、学校給食調理員症候群と呼ばれている頸肩腕障害、腰痛、指曲がり症、皮膚炎、縛尿症等が増加し、調理労働者の健康と家庭生活に深刻な影響を与えています。

これらの障害が労働と関連して起きて来るとの立場で昨年、健康調査、労働量調査、作業環境調査を実施しました。頸肩腕症状については、時々痛むを加えれば実に90%の人が有訴している事が明らかになりました。早急にり病者は治療を、予防対策として原因追求と環境改善に取り組みなければならぬと決意を新たにしています。

ブラックボックス化する機械設備 労働環境はいかにあるべきか

関西労働環境研究会

謹 賀 新 年

国鉄の民営化に先駆けて余剰人員の首切りが進みつつありますが、今年もまた国立病院の統廃合を始め、公営保育所の民営化や学校給食のセンター化等々、国を挙げての合理化路線は一段と進みそうです。

技術が進み、能率を高めるために巨大化し、経費を節約するためにマイコンを組み込んで自動化されていきますが、一般の人にとって機械設備は益々ブラックボックス化していきます。このような状況の中で起きたのが昨年の日航機の墜落事故であったと思います。個々の労働者が安心して働くことができ、また自ら進歩できるためには、環境・技術はど

場から考えていきたいものです。



はり・きゅう打ち切り訴訟の勝利を！

不当な労災医療のしめつけに、闘いを強めよう！

十一・二十一提訴

裁判支援で闘いの強化を！

労災保険による針・きゅう治療の打ち切り問題、いわゆる「三七五通達」によって職業病被災者の針・きゅう治療を不当にも打ち切った労働省の行政処分を取り消しを求める行政訴訟が、いよいよ大阪と神奈川で開始される。神奈川では昨年九月四日に提訴され、十二月二十五日に既に第一回目の法廷が開かれている。そのとき提出された行政側の「答弁書」には、針・きゅう治療の効果は認め

るが、三七五通達があるから保険給付を打ち切った」という内容が一言述べられていただけである。

これは如何ように理解すべきであろうか？というのは、われわれの主張は、被災者の実情を全く無視し、また医学的根拠も何ら示さず、一方的に針・きゅう治療を打ち切る「三七五通達」は違法である、というものであった。すなわち、われわれの闘いの主眼は、保険給付打ち切りの根拠となった「三七五通達」そのものにあるのであり、それから考えると、今回の行政側の答弁には「少々」矛盾があるように思える。

一方、大阪においては、昨年十一

月二十一日に提訴し、本年一月十七日に第一回目の法廷が入っている。

そして提訴日である十一月二十一日には、今後の法廷闘争を強化するために府立労働センターにおいて約一四〇名の参加者をもって「訴訟勝利決起集会」が開催された。

今後本格的に開始される「三七五通達」撤回闘争にあたって、読者諸氏と再度この闘いの趣旨と意義について確認し合い、闘いへの支援、協力を願いたい。

まったく医学的根拠のない

一年うちぎり

政府・労働省は一九八二年に「三七五通達」を発令するにあたって、『針・きゅう治療は一年を越えたら効果がない。』という主張のもとに、一方的に施術期間を最高一年間と制限してきた。しかし、彼らの主張には何ら医学的根拠がないのである。事実これまでに一年を越えて治療を行い、症状が軽くなり、あるいは完全に治癒し職場復帰した被災者は数多く存在する。これら実例から考えても彼らの主張は無茶苦茶であることは明らかである。問題は、一年以内に治癒する人もあれば、一方では治癒までに二年あるいは三年を要する人もあるということである。政府・労働省は、このように一人ひとりの傷病の実情を無視し、画一的に

「一年」という施術制限を設定してきた。この点にこそ「三七五通達」の最大の問題点がある。

否、問題点というよりは「違法である」といふべきである。というのは、例えば労基法においては「使用者は、その費用で必要な療養を行い、または必要な療養の費用を負担しなければならぬ。」となっている。この場合の「必要な療養」とは、どのように理解しようとも「被災者一人ひとりの傷病の実情に応じて必要な療養」と解すべきである。

このような不当極まりない内容をもった「三七五通達」は許すことはできないし、もしこのまま許しておくならば「法」の存在自体に疑問が出てくる。

また、この闘いは現在政府によって推し進められている労災保険法改悪に対する闘いの一環として位置づけられ、その最先端課題としての闘いであるといえる。全国の労災職業病被災者のみならず、すべての労働組合、団体、労働者の支援をお願いする。

パンフレット

誰もが働き続けられる 職場をめざして

—— 保育労働者の労災申請から完全復帰まで ——

労働組合の活動と労働者の権利を守る会
労働省労働安全センター

B5版32ページ
カンパ三〇〇円

11/21 針灸打ち切り訴訟に勝利する総決起集会 ——一四〇人が結集し、裁判支援を確認——

針灸打ち切り訴訟に勝利する総決

起集会在、十一月二十一日の提訴当

日午後六時より、大阪府立労働セン

ターで開催された。この集会是、総

評大阪地域合同労働組合の主催で、

この訴訟を労災職業病闘争を闘う全

労働者の共通の課題とするべく、今

後の法廷支援への出発点として開か

れたものである。

集会是、まず主催者を代表して大

阪地域合同労働組の竹田氏が挨拶を行

い、続いて、大阪総評の平城一郎氏

が「労働関係法全面改悪など締めつ

け攻撃が強まる中で、この針灸裁判

闘争の意味は極めて大きく、支援を

強化していくことが重要」との挨拶

があった。その後経過報告、弁護団

の提訴報告のあと、各単産や安全セ

ンターより連帯の挨拶が行われ、最

後に、原告・鈴木真規子さんの決意

表明があった。決意表明で鈴木さん

は「正しいことであってもやはり裁

判提訴となると心細い気がする。し

かし、これまで労災職業病の闘いの

色々な取り組みをしてきて、顔見知りになった様々な職場の人々が支援してくれていることを知り、心強く思った。」と挨拶し、参加者の拍手を受けた。

この集会上には当初予定していた百名を軽くこす、一四〇名の参加者があり、会場には立ち見の席もなくフロアへあふれ、闘いへ寄せる期待の大きさを示した。また、提訴にあたっては、テレビ、新聞の各社が報道するなど注目を浴びた。今後の長い法廷を進めるにあたって、まずは幸先のよい一歩だったと言ってよいだろう。

針灸打ち切り訴訟 第二回法廷 3月14日午前10時大阪地裁809法廷

国側が準備
書面を提出

労災保険法改悪阻止を全労働者の課題に！

——改悪阻止へ職場、地域から闘いを始めよう！——

今通常国会への上程が確実視されている労災保険法改「正」問題については、当機関誌にて報告してきたところである。前回の報告では、昨年十月に提出された「公益側第一次素案」の内容に沿って述べたが、その後十一月下旬には「公益側第二次素案（試案）」が出されてきている。そして、その試案を受けて十二月十九日には労災保険審議会（労相の諮問機関）が今回の改「正」について建議をまとめ、労働大臣に提出した。その内容は、若干の変更はありつつも基本的には第一次素案とほぼ同一である（機関誌十一月号を参照）。そして今まさに、労働省はこの建議を受けて、本年一月から二月初旬まで

に法律案要綱を作成しようという段階まで来ている。そして今後の動きとしては、労働省の作成する法律案要綱が二月初旬に労災保険審議会、労災保険問題懇談会の合同会議で確認され、二月中にも閣議決定（予算関連法案として）、そして三月から四月には国会上程・社会労働委員会での審議という日程が予測される。このように今回の労災保険法改悪に向けた政府・労働省の動きは昨秋あたりから急激な展開をみせはじめている。これに対し労働者側の反対運動も開始されており、以下それについて報告しておく。

まず中央レベルの動きとして、昨年十二月五日～七日に開かれた総評・日本労働者安全センター主催による「第十回労災職業病防止中央研修会」（於山中温泉）では、半日を費やして今回の労災法改悪問題について論議されている。当日は、労災保険審議会の労働側委員より改「正」の要点説明が行なわれ、それに基づき各団体、労組から意見が述べられ、なかでも全港湾、労働者住民医療機関連絡会議等からは今回の労災保険法改「正」に対する反対の意見書が提出される

つぎつぎと出される
反対の声

など、また全林野、自治労等各単産からも改悪阻止に向けた運動を全国各地へ拡大していくことを呼びかけられた。そして、この全国集会を受けてまず、十二月二五日には大阪において反対集会が開催された。

「南大阪改悪反対」集会に 三五〇人が結集し

十二月二五日、浪速部落解放会館において総評南大阪地区評、南労会松浦診療所運営委員会、関西労働者安全センター三者共催による「労災保険法改「正」問題講演学習会」労働法全面改悪反対」が約三五〇名の参加をもって開かれた。この集会は、当面する労災保険法改悪阻止に焦点をあてつつ、昨年十二月二〇日に労相の私的諮問機関である労働基準法研究会が報告した労基法改「正」問題にみられるように、この間政府は労働関係法全般にわたる見直し・改悪を實行しようとしていることに

対する反対集会としてもあった。われわれ安全センターとしても、労災保険法改悪阻止の闘いが単に被災労働者のみの闘いとしてあるのではなく、これは全労働者の課題であり、またそのような位置付けがこれまでの闘いの教訓であったところから、今回の集会を高く評価している。今後更にこの労災保険法改悪「労働法全面改悪の阻止に向けた闘いが全国各地に燃え広がり、強化されていくことを期待したい。

なお集会当日においては、有元南大阪地区評副議長のあいさつに始まり、同氏は、労災法改悪はこの間の政府・自民党による全労働者に対する総攻撃の一環としてあり、この闘いに勝利するにはあらゆる職場、地域、労働組合の団結をもってしか不可能であり、まずこの南大阪において旗をあげよう、との本集会の意義を述べられた。そのあと、総評弁護団の岡村親宜氏から、これまでの労災法改悪の流れと今回の改悪の

焦点について報告がなされた。その中で同氏は、法改悪の背後にひそむ日経連、関経連をはじめとする資本家の「改正に関する要望」を強調され、今後これらに対する闘いの必要性を説かれた。

次いで、同地区評事務局長である田中氏より「労働法規の全面改悪に反対」労働基本権確立の戦線強化を」と題し、雇用機会均等法、労働者派遣法等への闘いの報告が行われた。また、各戦線からの報告として以下の五団体からアピールがあった。全林野大阪地本、国労大阪地本、全港湾関西地本、全金港合同支部、労働者住民医療機関連絡会議。

最後に、集会決議を安全センターが読み上げ、今後の関西における闘いの拡大を約し集会を終えた。なお本年一月～二月にかけて全大阪レベルでの反対集会も予定されている。労災法改悪阻止に向け、全国で火の手が上がることを期待します。

法定を満たすだけの安上がり健診はダメ

職場の定期健康診断は法律で定められており、大抵の職場で行われていますが、この「法定健診」、評判の方はあまり芳しくないようです。

以前にも紹介した『一分間診察』がそうですし、職場を知らない名ばかりの産業医、結核しか見れない間接撮影のレントゲン、そして、質より量のところ天式。その成果(?)で労働者一人当たりにかかる費用は、年間一〇〇〇〇〜二〇〇〇〇円まで引き下げられたとかいうことです。

企業にとってみれば、健診の目的は、第一に、役所にあれこれ言われないように法定を満たすこと、第二に、安上がりであること程度で、健

診の実際の内容や効果は軽視されがちで、健診業界も最低限の内容で量をごなす方向に向かうことになるわけです。

しかし、健診の目的は労働者の健康状態をチェックし、重大な病気を事前に把握したり、健康に仕事を続けていくための必要な措置を行うことにあるのであり、労働者が働き続けていくための最も基本的権利のひとつです。法律さえ満たしておればよい、安上がりであればよいという企業の態度ははね返していかなくてはなりません。

人間の健診は

くるまに負ける!?

車の健康診断といえば『車検』です。一般車は二年に一回、営業車は一年に一回で、車検を受けたからといって故障が起らないとは限りませんが、最低限のチェックとして法律で定められています。その費用が車によりませんが、約十万円。最近流行のワープロ、これの保守点検料はというと、年間約十万円。もう少し大きなOA機器になると約四十万円以上になります。

車よりはるかに複雑なメカニズムをもち職場の中心である労働者の「保守点検料」は一〇〇〇〇〜二〇〇〇円。なんとも人間を馬鹿にした話ではありませんか。職場の実態を踏まえたキチンとし

た診察、キチンとした検査を行い、重大な病気を見逃さないようにするために更に様々な機器、保守点検料がいるように、それなりに費用がかかります。その点を主張して健診の充実をかちとっていく必要があります

ます。また、キチンとした健診を行うことが労災職業病や私傷病の発生を抑え、長い目で見れば企業の利益にもつながるのだということもわからせていかなければならないと思います。

1986

常任事務局長の

初夢談議

動揺の'85頑張る'86

紙谷 英信

ほんとに胃が痛む一年でした。自分の柔軟性のなさを感じ、なにがなんだかわからないうちに一九八五年が終わった、これ実感。榎本事務局長が専従をはずれ、私が代行をつとめるようになった昨年春以来、覚えていることは安全センター役員に励

まされたことと、怒られたことばかり。なかでも他の三人の専従による「陰の支え」には感謝感激あめあられです。

こんな私の動揺の一九八五年。一方、外に目をむけるとこれまたたいへんな時代。私の混乱・動揺の比ではなく、それこそ「わしら労働者やられっぱなしやないか、どうすんねん」と叫びたくなるくらい厳しい時代がやってきているように思えてならないのだ。とにかく、よくはわか

らんがなんとなく世の中の流れがへんな方向に向きつつあるように感じるのであります。

そんなこんなで一九八六年、「やるっきゃないで！」で頑張りたいと思ったりします。ただ、ひとつだけ気をつけて。それは「おまえが暗い顔をしていると全体の雰囲気が悪くなる。しっかりせい」。これは昨年夏ごろ私に元気がないときに榎本さんから言われた言葉であります。

紙谷独り言、以上、今年もよろしく。

マラソンと健康管理

西野 方庸

マラソン大会に出るためにランニングを開始した。とは言っても、新年になってから「明日は走ろう」と毎日思いつつ、結局は相当遅れた練習スケジュールとなってしまった。大した練習は出来ないのだから大会など出なければいいのだが、人間やっぱり目標がないとわざわざ時間をさいて面倒くさいことをする気にはならない。しかしながら未だに毎日帰路の途中、いつものランニングコースで一人たたく「今日はやめようか、夜も遅いし明日にひびくかも、いや、しかし・・・」と思索してしまうのである。

最近では、私のような迷いを振り切って、すっかりランニングが習慣になってきている人が多いようだ。実際、

大阪城のあたりを昼休みに歩くと走っている人がやたらと目につく。それだけ自分の健康を考えると、それが一般化してきたということだろう。

こうした事は、ランニングを好きだという立場からも安全衛生の立場からも総じて好ましい事だ。しかし、これが企業の中に入るとどういう事になるか。仕事のスピードはどんどん早くなり、それに人間を合わせるために（すなわち健康管理のために）大企業は結構お金をかけている。そしてその上で走る事が推奨されてしまふのは何かはがゆい気がするのである。都道府県対抗女子駅伝で優勝した鹿児島チームで最終区を走った京セラ陸上部の田中裕子さんが、レースのあと「京セラという会社のおかげです」と言ったのは、どうも気にかかってしまふのである。

'86年はどういう展開

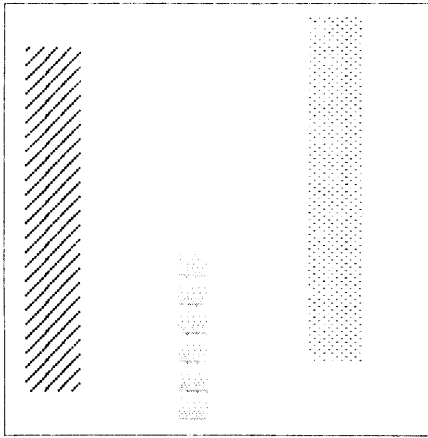
片岡 明彦

安全センターもついに20代は私人になりました。その私も、センター事務局に入るための身体の準備で作った「入れ歯」の隣にできた虫歯の治療が必要となり、「あれからも二年経ったのか」と実感する今日この頃、86年の課題の一つはより若いエネルギーを獲得できるかどうかだろうと思います。

ところで、昨年を振り返ってみて印象深いことの中に、地域的安全衛生活動の中で関わりをもつようになったろうあの女性のことがあります。この方の労災の取り組みが地域の方々の主導で進められ、その協力で、障害者解放運動の視点からの夫妻の提起によって、手話の学習会が定例化されることになりました。一方通

院している診療所でも労働組合によって、診療担当者中心の手話勉強会が夫妻を先生として開かれるようになりしました。私もこのあまり真面目とはいえない生徒です。

手話というのは単なる形に過ぎませんが、こうした労災職業病・安全衛生活動に附随した展開が、今年はどうな面でも出てくるのか期待しながら86年も頑張っていくたいと考えております。本年も何卒よろしくお願ひします。



ぼちぼちやって・・・

原 俊子

昨年六月から安全センターに来るようになり、早いもので半年がすぎました。友人の紹介ということ以轻い気持ちで来たのですが、「労働者の命と健康をまもる」センターの運動になかなかなじめないまま、新年をむかえてしまいました。

法律にも労働運動にも組織づくりにもトンと関心のなかった私なので、センターの仕事といっても何から手をつけていいのかわからず、常任三人の仕事の話やら世間話に、ただ黙って耳を傾けているばかり。これじゃあかんなあーと本棚のぶ厚い本を開いて読み出すと、たちまち、まぶたがくつつく始末。

はたして、このセンターの運動の中に、自分の仕事を見いだせるかど

うか、はなはだ自信がないのですが私のマイ・ペースでぼちぼちやっていくしかないと思っています。

振動病で 林野庁が

不認定通知

—対人事院の闘いへ— 全林野大阪地本

全林野高野宮林署分会の新家孝行

さん（五〇才）の振動病認定を求め
る闘いは、林野庁当局が出した「不
認定通知書」（十月七日付）をうけ
てこんどは人事院に対する認定闘争
を展開することになりました。

（一）審査請求にいたる取り組みの

経過は……

① 高野山製品事業所に勤務し、一
九六三年（昭三八）から一九七九
年のリモコンチェンソー導入に至
るまでの十六年間に、チェンソーに
よる伐木造材作業に従事、一九八
四年（昭五九）秋以降、両手の親
指、薬指の痛み、しびれを訴える

ようになりました。

② このため、新家さんは使用者で
ある高野宮林署長に、健康診断の
実施を申し出て、国立白浜温泉病
院での特殊健康診断を受け、その
結果、「経過観察」と診断されま
した。

③ しかし、その後も痛み、しびれ
がますますひどくなったため、本
年二月十二日、紀和病院（松浦典
代医師）で受診、その結果「振動
病（要治療）」と診断され、その
後も当病院での通院治療を継続し
ています。

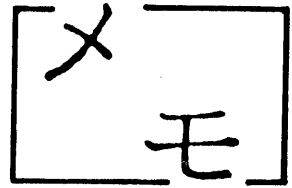
④ 新家さんは、この「松浦所見」

をもとに、宮林署長に対し、公務
災害認定の申請を行いました。が、
不当にも当局は、前述の「不認定」
通知をしてきたものです。

（二）こうした国有林における不認
定の動きは全国的であり、「九・一
九高松高裁不当判決」を背景とした
政府当局の今日的攻撃 振動病・職
業病つぶし攻撃であることは明白で
す。

（三）林野庁は、チェンソーから隔
離した（リモコンチェンソーを導入
した）ので、新たな発生はない、な
どとあまりにも無知で不当な態度を
とっています。周囲の情勢が厳しく
なっている中での認定闘争であり、
人事院での闘いも容易ではないと思
います。しかし、今なお大阪地本内
で二十三名の仲間が振動病を訴え、
早期認定—治療を求めている状況で
あり、裁判闘争を前進させるために
も、今回の新家事案をステップに更
に認定闘争を強化していく決意です。

安全衛生



メンタル・ヘルス（精神健康）という言葉が、よく聞かれるようになってきている。

これは、職場の合理化による仕事内容のスピード化と多様性、オフィス・オートメーションなどの技術革新の導入などによる職場環境の変化が、労働者に様々なストレスを加え、精神健康に大きな影響を与えているとの認識にはじまった、主に大企業で行われている安全衛生対策のひとつである。

そして、これは、従来の「精神障害」をもつ社員の精神衛生相談、健康管理ということだけではなく、社員一般のメンタル・ヘルスを問題に

するとうような方向へ向かっている。例えば、ある販売担当者が実績が上がらずに、体の具合まで悪くなってきたという場合、その職場の「この時期、この局面」で、どの程度の心的ストレスや影響を与えているかを見通し、職場環境の改善点を明らかにするとうようなことである。

こうした対策は、企業の中で「精神障害」を持つ社員を判別し、時によつては排除するとうようなやり方とは異なる、予防のための方法である。言い換えれば、いまの労働内容では、もはや、異常者を見つけるよりも、全体的な対策を考えた方が

より得策だということになるのである。この対策は、具体的には、アンケートによるものや、専門家がカウンセリングを行うとうやり方で進められる。そして、「職場不適応状態」の徴候を示す人物についてはその問題を調べ、対策を打つのである。

さて、この「職場不適応状態」というのはどういう徴候を示すかといえば、（小此木啓吾「職場における不適応階層」）外的不適応として、能率低下、ミスの増加、事故頻発、内的不適応として、自己不全感、抑うつ感、フラストレーションとういうようになっていく。しかし、結局これは先にも述べたように、現代の労働内容の非人間的実態に人間を合わせ安全衛生対策とういうことが何よりも根本にあると思えてしまう。ともかく、労働組合としては、こうした資本の方向を見定めた上で、合理化、安全衛生の闘いを組む必要があるとう言えよう。

地方自治体労働者の安全衛生

—「安全衛生」を「反行革」の武器に—

○行革、×行革という言葉が飛びかっている現状を言うまでもなく、行政改革の風は各職場の隅々まで行きわたっているこのごろある。

「関西労災職業病」では去年、「民営化、民間委託と労災職業病」と題したシリーズで、自治体、郵政、国鉄、電々など行革の最中の職場の現状について、安全衛生の側面より考えてきた。

その中では、臨調報告で名指しを受け、厳しい合理化が進められている職場で安全衛生はもはや「そっとしておく存在」という職場、単組として、安全衛生の闘いを先駆的に押し進め、それを武器として、行革攻撃と対決するという職場、押し寄せる攻撃の中で今一度「安全」の旗を揚げようとしている職場、それぞれ

の職場の実態を、不十分ながら明らかにしたところである。

「安全衛生」を労働組合運動の「武器」にしていくということが、安全センター運動の趣旨である。それでは具体的にこの現状の中で、どのように「安全衛生」は「反行革」の闘いの「武器」たり得るか、という疑問について、必ずしも答えていないのが前シリーズであった。今回のシリーズではそうした点に焦点をあて、考えて行きたいと思う。

今、地方自治体では、具体的な行革の風が吹き抜いており、これまでの獲得してきた権利の「点検」が始まっていると言う。現業の職場はもちろんのこと、事務職場にもコンピュータ化の波が押し寄せ、「大して考えなくてもなんとかなった安全衛

生」は、今こそ真正面の課題にすえ、むしろ民間以上にズサンな現状に攻め込む課題としての位置付けが必要となってきた。

こうした地方自治体労働者の安全衛生問題について、その闘いの進め方、問題点を、トータルにとらえなおす連載としたいと考えている。読者の皆さんの御協力をお願いしたい。



労災・職業病と安全衛生活動

奈良県立医科大学公衆衛生学教室 車谷 典男

労災・職業病という言葉は実に言

い慣れた言葉である。安全衛生活動
という言葉もまたそうである。しか

し、改めて「職業病とは何か？」、

「労働組合はどのような視点から安
全衛生活動に取り組むべきか？」と

質問されると、断片的な説明はでき
ても残念ながら体系的な理解まで

は到らないことが案外多いのではな
かるうか。長年の経験があるから

「体」ではわかっているが、それら

を「頭」の中で順序だてて整理する

ような暇がないためであろう。

「頭でっかち」は多分にちよう笑

を含んだ表現であるが、かと言って

概念的な整理をしないままでおれば、

新たな問題に直面した時に過去の経

験が生かせなかったり、重要な問題

であるにもかかわらず見過ごしてし

まったり、また仮に見過ごさなかつ

たとしても方針の糸口さえ分からな

かったりするのではないだろうか。

そこで今回のシリーズでは、「労

災・職業病と安全衛生活動」のタイ

トルのもとに数回にわたって、職業

病のとらえ方と、安全衛生活動にお

ける労働組合の課題を述べてみたい。

退屈で、時には余りにも当たり前に

過ぎることもあるかも知れないが、

ガマンして最後までお付き合い願

たい。

(第一回) 労災・職業病とは？ (その1) 急性タイプの職業病

労災・職業病とは何か。今回と次
回の二回に分けてその定義を試みる。

準備として、これまでに労災・職

業病として認定されてきた疾患を発

生の仕方によって分類し、整理して

みることにしよう。

先ず図を見て頂きたい。大きく急

性に発症するタイプ(急性タイプ)

と徐々に発症するタイプ(慢性タイ

プ)に分けてみた。

急性タイプの代表的なものとして

果の関係(因果関係)明々白々であることが特徴である。

事故(ケガ)、急性中毒をあげるこ

しかし、このような事故、中毒と

とができる。一般に「労災」と呼ば

同じく急性に発生する病気であって

れているものである。ビル建設の足

もチョット見だけでは仕事との因果

場から転落して死亡したとか、重い

関係が分かりにくい一連の病気があ

物を持ち上げたとたん腰を痛め「椎

る。最近、「急性死」として注目を

間板ヘルニア」になったとかなどが

集めている脳卒中・心臓病である。

事故の典例であり、一方、急性中

これらの病気は日本人の三大死因の

毒の例としては、炭鉱爆発で重い一

二位、三位を占めていることからも

酸化中毒にかかったり、密室での塗

わかるように、世間一般にありふれ

装・吹き付け作業中に充滿した有機

た病気であるから、これらの病気で

溶剤によって倒れた場合などである。

死んでも仕事と関係があるうとはよ

これら「労災」の特徴は、それが

もや思いもしない。しかし、時には

発生した場所、時間、原因について、

仕事が必要な発症の引き金になっ

誰が見ても、つまり、専門家が見て

としか考えられないような場合があ

も、雇い主が見ても、仲間の労働者

る。

が見ても、はたまた監督者の担当官

こんな話がある。深夜、「急性心

が見ても、意見が完全に一致するこ

不全」のため自宅で死亡した三十六

とである。疑問の余地なく「いつ何

才の鉄工所の社長の話である。死因

時、何分、どこその場所で、何々

はごくごくありふれた心臓病である。

が原因で発生した」と特定できるこ

よく事情を聞いてみると、悪化した

とである。言い換えれば、原因と結

経営を立て直すために、昼は熟練工

職業病の種類

- (1) 急性に発症(急性タイプ)
 - 事故(ケガ) 急性中毒など
 - 心臓発作、脳卒中などのいわゆる「急性死」
- (2) 徐々に発症(慢性タイプ)
 - 「白ろう」のように症状が比較的特徴的
 - 「肺ガン」のようにありふれた病気



として汗水たらして働き、夜は債権者会議に提出する会社の立て直し計画を二時、三時まで練っていた毎日が死亡に到るまでの約一ヵ月間続き、しかも無事、債権者会議が終わった二日目の晩に亡くなったという。こうなれば仕事上のストレスが大きな引き金になったと考えざるを得なく

なってしまう。実際、この人の場合は労災認定を受けた。このように急性タイプの職業病には、仕事と病気との関係が明らかでないタイプと、病気自体がごくありふれているがために、仕事との関連を全く思いつかないままであるタイプの二種類がある。

実際の労働現場においては、前者のタイプが見落とされることはまず無い。しかし、後者はそのような病気が職業病として成立し得ることすらも知らないているために見過ごされてしまう可能性が大きい。この点は十分頭に入れておく必要がある。

(続く)

一九八五年末カンパ御協力ありがとうございました

皆様におかれましてはますます御健勝のことと存じます。また、当安全センターに対する日頃からの御指導、御支援に対し、心より御礼申し上げます。

さて、昨年末より皆様にお願ひしてまいりました一九八五年年末カンパも今年一月十日段階で二百二十万五千円に達しました。皆様の御厚意を我が安全センターに対する励ましと受け止め、本年も更なる労災職業病、安全衛生の闘いの発展を目指し努力する決意であります。行政改革路線の嵐が職場に吹き荒れ、合理化、能率化の掛け声がとびかう時代にあつて、労働者の健康破壊に対する闘いが非常に重要なものになってきています。特

に、昨年十一月に提訴された針灸打ち切り訴訟は労災医療への理不尽な締め付けに対する闘いであり、すでに今年の日程に上っている労災保険法の全面改悪を阻止する闘いと共に連結して進めていくことが急務となっております。また、安全衛生活動を職場に於ける労働者の武器としていくための様々な運動を押し進めて行くことが求められています。

関西労働者安全センターは、一九八六年もこのような闘いを更に進めて行くために奮闘することを、改めて表明し、一九八五年末カンパ御協力への御礼と致します。

前線かろ

「働く者に健康を！」 東大阪連絡会「結成」

東大阪

地域でのちと健康
を守る拠点づくりを

「働く者に健康を！東大阪連絡会」の結成総会が、去る十二月十二日午後六時

より東大阪労働セツルメントで開催された。これは、東大阪学給労、市労組、全金東大阪ブロックなどで構成される結成準備会、総評東大阪地協、安全センターの共催によるもので、単組ごとに行なっている安全衛生の取り組みを共有化し、

趣旨で結成されたものである。

総会は、主催者を代表して学給労馳平委員長のあいさつの後、東部地区評、東大阪地協、安全センター、いのちとくらしを守る会の各あいさつがあり、記念講演を「職場の健康問題を考える」と題して松浦良和医師が行なった。

今後の具体的活動としては、月一回開催する連絡会で各単組の経験交流と学習会を行ない、また、職場内の針きゅう治療の実践活動など多彩な取り組みを進める予定である。今年の活動が大いに注目されることである。

保母の自主健診再度実施

ストレッツなど多彩な取りくみも

大阪

——大阪市職民生局支部

大阪市職民生局支部ではこの間、分会レベルにおける取り組みが徐々に前進している。これは、昨年、地公災基金審査会へ五名の保母が再審査請求をおこなったのを契機に、職業病問題を被災者を取り巻く職場の課題にしていくという中から出てきたものである。

具体的には、松浦診療所トレーナーによるストレッツ体操講習会や、松浦医師を講師とした職業病学習会が企画・実施されている。たとえば、第五分会ストレッツ体操(12/13)、第七分会職業病学習会(12/13)、同ストレッツ体操(12/13)、第十一分会ストレッツ体操(12/13、20)。一方、八三年自主健診以降、ケイワン腰痛健診を当

局の責任において実施させるべく支部では交渉してきたが、実施医療機関について当局側が組合推薦を認めようとしないうちから継続審議となり、支部としては

年度内自主健診実施の方針を決定し、松浦診療所へ協力要請、安全センターも全面支援で取り組むことになった。

業によるストレス・過労によってひきおこされる慢性に経過した場合については認めようとしていない。こうした点は医学的側面からみても妥当性を欠いたものとなっているのである。

また、高齢化という社会状況も反映して、脳卒中、心臓病等成人病に対する関心も高まっている。大阪市民徒においても、近年、定期の成人病健診実施をかちとってきている。

以上のような点から、まずは正しい知識を学習することが必要、と今回のテーマがとり上げられた。講演後、肉親についての質問がいくつか出され、参加者は熱心に耳を傾けていた。

「市徒安全衛生学習会」に

約百名が参加

大阪

— 大阪市徒本部 —

大阪市徒本部は、十二月六日、部落解放センターにおいて、「市徒安全衛生学習会」を実施し、約百名が参加した。

テーマは「循環器病の予防と労災認定」。講師は、松浦良和医師。

労災における脳卒中、心臓病などの循環器病による

急性死の問題は、労働省が基準の見直し作業にかかるほど、重要な問題になってきている。

現在の労災認定基準においては、いわゆる発症直前に突発的な出来事が起きていない限り労災とは認めない方針をとっており、仕事に原因した交替制勤務、残



「困った時のたすけ愛」♡

高槻 働く仲間との相談室」を開く

高槻・島本働く者の人権センター

高槻・島本働く者の人権センターは、十一月三〇日十二月一日の両日、「困った時のたすけ愛 働く仲間との相談室」を開設し、労働年金などの相談を受けた。安全センターも、労災の担当で協力した。

相談を受けた「高槻地域運動・働く者の人権センター」は、八四年十一月に設立された。この地域で不当解雇されて七年以上間いつづけている全金労働者の支援共闘に結集する人々をはじめ、高槻の働く仲間との運動交流空間としてこの

一年間の実績の中から、今回の労働相談活動が企画されたということである。先

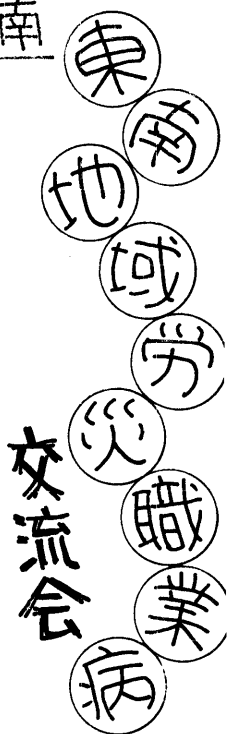
頃のパート条例制定直接請求運動にも積極的に取り組んできている。

今回の労働相談を含め、今後、地域の運動、寄せ場、連帯の核として人権センターの役割は重要だと考えられる。センターも、積極的に協力していきたい。

職業病問題が現段階においてはかなりのウエイトを占めると考えられたからである。

参加者は七五名。そのうち六〇名が保母さんたちであった。平野、東住吉、生野の市職保母、そして地域合同労組の保母さんたち。その他は全金、全通、市職といった常連メンバー。

東南



オ六回は75名の参加で

十一月十四日、第六回東南地域労働職業病交流会が平野区役所三階会議室で開催された。この日は、これまで中心としてきた地域の労災経験

交流とは趣きを変え、「頸肩腕障害と腰痛」と題した松浦良和医師による学習会が行なわれた。その一つの動機は、地域の安全衛生の課題として、保育労働者の

十二月十八日に忘年会としてなごやかに行なわれた。次回は、一月二四日、六時より「労災保険法改悪問題」について、小泉恒一氏（全港湾大阪支部）を講師に。

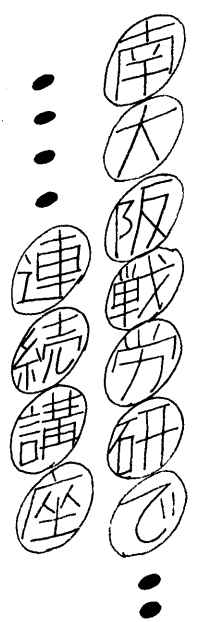
高知 第一回労働者住民医療 全国研究集会開催

充実した二日間

労住医連主催

労働者住民医療機関連絡 振動病、じん肺、VDT作業、健康、ひ素中毒と多岐
会議主催の「労働者住民医療第一回全国研究集会」が
十二月十四、十五日、高知 実した内容となった。また
県四国勤労病院にて開催さ この日午後は、高知労安衛
れた。十四日夜は、連絡会 センターの安全衛生学校も
議が行なわれ、急を要する 兼ね、県下の労働者も多数
課題として労災法改悪問題 参加した上で「労災保険の
について論議され、今後、 考え方」「自治体労働者と
情報を更に密にとりあい各 安全衛生対策」「VDT労
地から反対の声を盛り上げ 働と安全衛生対策」の三つ
ていくことが確認された。 の講演があり、活発な討論
また、事務局体制について となった。
は、専従体制の方向に進め 労住医連では、今後この
ていくことが討議された。 研究集会をより充実したも
翌十五日は、朝から研究 のとして、第二回以降も続
集会が行なわれた。発表は けることを決めている。

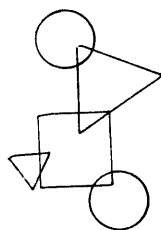
南大阪



労災斗争の強化と発展をめざして

南大阪戦闘的労働運動研 談が多くみられるところか
究会(戦労研)では、昨年十 ら、今回の連続講座では、
月二十五日から十一月二十六 組合活動家一人ひとりがか
にかけて「労災補償のしく べらの問題に対応できるよ
みと認定闘争」と題し計三 うにするためのものとして
回の連続講座を開催した。 もあった。講座内容として
講師として安全センターか は、単に労災補償のしくみ
ら事務局員を派遣した。 にとどまらず、実際に相談
今回の講座は、戦労研に を受けたときの調査方法、
における学習活動の一環とし 行政との闘い方等をもり込
て行なわれたものである。 み、いわば組織化活動に引
戦労研の属する全金港合同 きつけた内容を主に取り扱
支部においては、この間、 った。
労災事故が多発しており、 安全センターとしても今
そしてまた、未組織労働者 回の連続講座をひとつの契
の組織化活動において労災 機として、戦労研(全金港合
職業病に関するたび込み相 同等において安全衛生闘争・

労災職業病闘争を全体の運動の発展をめざす一環として、それに向けた具体的な動きが開始されんことを期待したい。



大阪



証人尋問は

原電側申請の鑑定人から

原発被曝裁判岩佐訴訟控訴審法廷が十二月四日、大阪高裁で開かれた。今回の法廷は、日本原電側が申請した日戸平太氏による鑑定書、原告側が申請した青木敏之氏、菱沢徳太郎氏による鑑定書の二つについてどう取り扱うかについて開かれたものである。

「静脈不全症候群」と「放射線被曝による皮膚炎」という全く対立した結論が出された二つの鑑定書について、今後、法廷での医学

論争が大いに注目されるところである。次回の法廷は、四月十五日午後一時より開かれ、日

戸平太鑑定人の尋問が行われることになる。多数の傍聴を期待する。

大阪東

安全パトロール

全金東大阪地協枚岡ブロック

十二月十三日、全金東大阪地協枚岡ブロックは、安全パトロールを実施した。参加したのは、ブロックからは高見議長（永和工業支部）他、ニッテイ、サクラ特殊鋼、タイヨウワイヤー、中川製線の各支部、また柏原ブロックから日新工業支部、地本から北方常任、安全センター。

（建築金物・建材）榎田製作所（スチール事務器）桜井横メタリック（紡績機械部品）の三社であった。通路表示の見えにくい箇所、玉掛け作業、エレベーターの安全措置や有機溶剤対策、階段の改良等全般にわたっての指摘や意見交換が行われた。

東大阪地協では、各ブロックでの安全パトロール

協定化とその実施を方針とし、枚岡ブロック以外においても協定が実現されていて、期待されている。

ダンプ運転手

転落事故で

花 此 労災認定

ダンプカー運転手である

Tさんは八三年十月二五日、

池田市にある建設現場でコ

ンクリートガラの積み込み

を終え、ダンプカーの運転

席にのぼろうとしたとき、

ステップから足を踏み外し

転落、後頭部を強打し近く

の病院で受診したところ、

「後頭部挫創兼挫傷」と診

断され、その時は数ハリ縫

合したのみでレントゲンは

とらず、三日間の休業治療

後ただちに職場復帰した。

しかしその後、後頭部か

ら頸にかけての痛みは消え

ず、翌八四年六月に再度受

診（他の病院）レントゲン

撮影を受けたところ「頸椎

に異常あり」と言われた。

その後Tさんは休業し治療

に専念し、一方で会社に対

し労災申請の手続きをとっ

てくれるように頼んだもの

の、会社は「うちは労災保
険に入っていない」という
理由で全く相手にしてくれ
なかったという。途方にく

れたTさんは淀川労基署に

相談に行ったが、労基署は、

最初の三日間の治療後、翌

年の六月まで治療を行って

いないことをもって「二つ

の症状の間の関係が明らか

でない」とされ、労災の申

請手続きさえできない状態

であった。

しかしながら、その後の

独自調査と労基署交渉によ

って、八四年六月の症状は

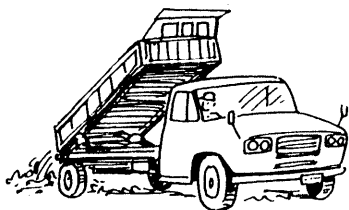
初発（八三年十月二五日）

の転落事故にともなう「後

頭部挫創兼挫傷」に原因す

ることが証明され、昨年末

業務上認定が認められた。



十一、十二月の新聞記事から

十一・四 十勝川温泉のホテル大浴場で天井が落下、女性従業員一人が死亡四人が重傷

十一・六 清掃車を運転中の清掃会社員が急死、車は暴走し同乗の二人が重軽傷(東京)

十一・九 日航機事故犠牲者二二人に初の労災認定

十一・二一 労災の針きゅう治療費の給付制限をした通達は違法として保母が提訴(本号記事掲載)

大阪府立障害児学校教組の調査で、養護学校教職員の六割以上が肩や腰のだるさを訴え、女性教職員の二人に一人が早産・流産などを経験していたことが明らかに。

十一・二七 校内暴力対策に悩み自殺した中学教諭に対し、全国で初の公務災害認定(長野)

十一・二八 墜落日航機の乗務員七人に労災認定(東京)

十二・二 労基署で「支給を邪魔している」と男が係長に切りつけ軽傷に(守口)

十二・六 学校を休み建設現場でアルバイトをしていた中学三年生が、パネルの下敷きになり即死(高砂)

十二・九 電気部品製造工場から塩酸ガスが住宅街へ流れ、百三十人が病院で手当をうけた(大阪)

十二・一〇 シンガポールの地下鉄工事現場で、日本人作業員が転落死

十二・一四 高校体育館の建築現場で鉄骨組み全体が崩れ落ち四人が死亡(東京)

十二・一七 ベンゼン積みこみ中のタンカーが爆発・炎上、一人死亡一人不明(岡山)

十二・二〇 労働者災害補償保険審議会が、労災年金格差是正へ最高限度額設定を建議

労働基準法研究会が「週四五時間」労働に短縮するなどの労基法改正案の最終報告

十二・二四 大東マンガン控訴審で大阪高裁は原告の訴えを棄却

十二・三〇 単身赴任中のアパートで、合理化を恨んだ下請け会社の暴力団員に刺殺された社員に「業務上の死」として労災認定(和歌山)

みんなでもろろ

ストレッチ体操

①

(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一

ストレッチとは、伸ばす(伸張)とか引っ張るとかいう意味で、私達のからだを支えている筋肉やけんを意識的に伸ばし、そのまましばらく伸張し続ける体操をストレッチ体操と呼んでいます。

たとえば、スポーツをするときには準備運動や整理運動として行ったりします。そういうと、子供のころ学校で体育の時間にした号令をかけてやる体操や、ラジオ体操を思い出しますが、違うのは筋肉やけんをリラックスさせるといことです。つまり、ストレッチ体操の正しいやり方とは、伸張させたい筋肉やけんに意識を集中し、決して無理をせず、リラックスさせるといことです。逆に反動をつけたり、痛くなるまで伸張させるのはかえって害をもたらします。なぜなら、筋には伸張反射があり、いきなり大きな負荷が筋肉にかかるると筋やけんを逆に収縮させてしまうからです。すると、そこに

無理が生じて、筋に痛みが起こったり、毛細血管が切れたりしてしまうのです。

職場で、仕事を始める前の朝、仕事の中のちょっと手のすいた時、仕事の後にストレッチ体操をする習慣をつけければ、疲労をうまく抜くことができ、さわやかな気分になることうけあいです。

ストレッチ体操の必ず守るべき注意事項を改めて上げると次のようになります。

(つづく)

- ① けっして痛みをこらえたり、無理をしない。
- ② 自分の柔軟性にあわせて、ゆっくりする。
- ③ 自然な呼吸法で、隣の人と話しながら楽な気持ちでする。
- ④ 笑顔で10〜30秒間ひとつの体操を続ける。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

12・1月合併号(通巻第139号) 昭和61年1月10日発行

(毎月一回10日発行)

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけたときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

●郵便振替 大阪6-315742

●大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28